

海南市雇用対策協定

海南市（以下「市」という。）と和歌山労働局（以下「労働局」という。）は、雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、以下のとおり「海南市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と労働局が行う地域活性化、若年層等の就業の促進及び人材確保に関する施策と労働局が行う職業紹介、雇用保険、事業所指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されることを目的とする。

（事業内容）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組及び実施方法並びに数値目標を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請）

第3条 海南市長及び和歌山労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 海南市長及び和歌山労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

附 則

この協定は、締結をする日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、海南市長及び和歌山労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 9月 4日

海南市長

神出 政巳

和歌山労働局長

松浜 厚樹